

日 薬 業 発 第 173 号
令 和 5 年 8 月 17 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和5年台風第7号に伴うオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の
範囲・期間について（その4）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和5年台風第7号に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間については、令和5年8月16日付け日薬業発第169号にてお知らせしたところですが、アクティブ化対象範囲に下記の地域が追加され、期間は令和5年8月21日までとされました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- ・ 京都府八頭郡八頭町

以上

事務連絡
令和5年8月16日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

標記につきましては、今般、別紙1のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和 5 年 8 月 16 日社会保険診療報酬支払基金 } 御中
国民健康保険中央会 }厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課令和 5 年台風第 7 号に伴う災害にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 4）

オンライン資格確認等システムの機能の 1 つである、災害等発生時における「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	京都府福知山市 舞鶴市 綾部市 兵庫県美方郡香美町 鳥取県鳥取市 東伯郡三朝町 八頭郡八頭町
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和 5 年 8 月 21 日まで

以上

※別添省略